相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京田辺市興戸町田四番地、最後の住所京都府京田辺市大住池平九九番地の一

被相続人　亡　北尾　たき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十七日

京都市中京区新椹木町通竹屋町上る西革堂町一八四　オクムラビル二階　赤井・岡田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　一毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市富士見台四丁目四一番地の一、最後の住所京都市右京区西京極藪ノ下町五番地一　Ｐｒｅｓｔｉｇｅ西京極Ⅰ―二〇三

被相続人　亡　野原　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十七日

京都市中京区烏丸通丸太町下ル東側オクムラビル三階　渡辺・玉村法律事務所

相続財産管理人　玉村　匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市御願塚四丁目一〇番、最後の住所兵庫県伊丹市御願塚四丁目一〇番二四号

被相続人　亡　坂　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十七日

事務所大阪市西区江戸堀一丁目二番一一号　大同生命南館七階　川村・藤岡綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　川村　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市生坂二一九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山川　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十七日

事務所岡山県倉敷市白楽町二四九番地五　倉敷商工会館四階

相続財産管理人　司法書士　花田　哲彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市米屋町一丁目二四番地、最後の住所熊本市琴平本町一二番九号

被相続人　亡　下村　敏朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十七日

事務所熊本市細工町五丁目二八番一号　伊藤ビル二階　あかつき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡高鍋町大字上江四六〇二番地ロ、最後の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字上江四五一三番地　被相続人　亡　福元　広美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十七日

宮崎県宮崎市生目台東二丁目七番地一　相続財産管理人　弁護士　橋口　律男

愛知県の公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　愛知県に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

愛知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

愛知県県営住宅条例（昭和二十八年愛知県条例第十三号）別表第一に掲げる普通県営住宅及びこれらの共同施設

三　一で定める者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四　一で定める者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十四年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

平成二十四年三月二十七日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番三〇号

愛知県住宅供給公社

理事長　平松三千雄

大阪府営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第一項の規定により次のとおり大阪府に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

大阪府住宅供給公社

二　管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

平成十二年大阪府告示第一四六四号（府営住宅の名称及び位置）に規定する名称（ただし、守口市、寝屋川市、門真市及び東大阪市に所在する住宅並びに大阪府営大東朋来住宅及び大阪府営ペア大東朋来住宅を除く。）

三　管理の内容

公営住宅法第二十一条に規定する修繕業務（ただし、大阪府営住宅条例（昭和二十六年大阪府条例第四十五号）第五十五条の規定により指定管理者に行わせるとした業務を除く。）

四　管理を行う期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十四年三月二十七日

大阪市中央区今橋二丁目三番二一号　大阪府住宅供給公社

理事長　戸田　晴久

佐伯市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　佐伯市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

佐伯市市営住宅条例（平成十七年佐伯市条例第三百三十一号）別表に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十四年四月一日から

平成二十六年三月三十一日まで

平成二十四年三月二十七日

大分市城崎町二丁目三番三二号　大分県住宅供給公社

理事長　妹尾　忠幸

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月二十七日

神奈川県小田原市早川一四二五―一　小田原箱根観光株式会社

代表取締役　原　義明

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
草柳喜一郎 神奈川県小田原市本町一―一二―九	普通株式　一株	一〇一〇
株式会社三正 東京都中央区八丁堀三―一―五 アルカディア八丁堀ビル二階	普通株式　一株	一八六
大洋通商株式会社 東京都大田区山王四―一七―五	普通株式　一株	四六八
土屋　文人 東京都品川区東五反田五―二―三七 インペリアル池田山三〇四号室	普通株式　一株	新二三二